武家故實

貞丈著

秋 下

14
2478
94(5)

門 イ 4
號 2478
巻 94(5)

秋草巻之下

酒食之部

一 献数之事 一献と云は何にても肴(すいもの)を出し盃
てうし(ひさけ純子にて出て出る)をおしさく三度(三宮の)をしめてくさ
肴膳も元盃もてうしも入る是二献也 次に又
肴をおし 盃純子おし 三度をめて肴も盃も純
子も入る是二献也 然献進るも皆同しなり 只肴
をさうりをおすにもあらず 雑煮なとも初献に心
おすし 脇は酒の肴にあらぬ物凡そ人肴と名付て
魚物を一色そへおしさて肴にて酒をすゝむる

車なくは自然片口なき時ありて口にて入ハ口の包
括自ら口を立て宗之祝に云 武三献にの三の盃の時
も此祝子は片口明て又云祝さ母にて片口の祝る
なりれは片方の口を包へし

一 盃とは名なく今世祝るのは親兄弟或ハ君臣盃
をさして乾魚なとを着に棟をなし又道盃とて
右のごとく着をもさむるの是も志思或ハ本或ハ
先ハ武三献を如ハ是ハ是は盃五都し那し武三献終て
初献烹雑さらにのるをもす 初に入ことくそへ着を 盃祝子ひきけおし 烹雑終て
次に御献もおす熱燗中酒豪に如盃を流

かし者 乾魚なとに入れたるを 合るの者也 とそこへ出し燗中盃めく
里とく猴に魚を作すも今世盃なと名付て
是は此酒豪の体を取れまゐてすると今世無
このまゐ事を却て本法武正しなとおりし得し
是も餘事の所無の中に於て其の酒豪の奥を作す
事しもなりしとして其祝式しくるの作りて却て
本式のごとく不如しなるへし

一 高盤の事 武正の脇ハ白木平皮もけもさいも皆
りとけに盤も 古恵ハ清くて合物多く入らぬ物なり
さるく盤上ろし 是ハ盤のこと意し祝る此今世ハ祝

一 五月と名目古ハ俗家の詞にして（中阿含經氏 要候ハ如ニ）俗家の
詞に形す俗家にては調度とふ（テウト二字ともに
濁りて云し）用ゐる事を度とり用ひて用事を
調ふる物なるを調度とふ武士のかれにて弓矢を
調度とふるはさまくの調度あるうち弓矢を
以て第一とする故調度と云し是武家のみに限
らず武官のみかれハ弓矢を調度と唱へかゝる
法の細云枝葉なるに大細を二不三位の中ゆゑ体
ちゝまいりけるまゝにて調度おのくいとつき
くなおかしくておもはれし是を諸の中ゆゑ

武官ゆゑ弓矢なくひ負ハさるを云し（体とハ上の体とて後の
名も軍体のうちを云ふにはあらず）今世武家にて陣を居ると称するも
大に同じ意也

一 法厨子 柳黒柳のうちにて（柳の事）源氏柳行ゑ
本々の巻ゑ古書ともに見へたり又二階づし
とつゝ名も見へたり他り様も絵書も類聚雜要抄
法家の名 に見へたり黒柳とても同じ類の物しつまく
第 百十八段にくつゝたるとあるは黒柳にてくつゝたる
なり此二ツの柳は本は法厨子に（意和の）に重て食物
を乗柳也されば法厨子柳と云黒柳も法厨子に

一 葛籠ニ入る事 古ハなくて略し代の風
俗なり

一 挑灯の事 古ハなき物也 古は夜行ニ松明を
用ひし也 又行燈を用る事もありし 鎌倉
年中行事を記したる書ニ 続松并行燈一ツ持せらると
あり 続松ハたいまつ也 行燈ハ今も用ゆるあん
とんし昔は夜行の時ニ持し物故行燈と云し
太のれとはてうちんなり 燈円挑灯と云 挑灯を竈
挑灯ありし 平生持ち挑灯を 枝実と云 平生持ハ是を云
ちんと云し 今(?)実ハ...ハ本式には
ろうそくも世の宜ニ随ひて用る事といふへし 其後永禄天正頃之記

此事なるへし 天文頃ニ今の世の挑灯もありし 又其
龕挑灯とて物ハ行燈のさしなき様なる物にて竹骨を
きやふしらくにに横木の入てありて提る様にし
たる物也 今も高挑灯なとの様なると小用ゆ
言継卿記ニ有也 本としてたてたるちんと云
伝わりし 永禄四年辛酉三月晦日光源院
殿 輝公ニ三好筑前守義長亭へ渡御之時ニ御
門ニちやうちん二ツつけて出し 御供衆ニ渡すとあり

進物之部

一 進物ニ御服を添る事 古ハなくてなきる也 古書

一 まなきこゝろ今世も春日録には伸帆と添る
事なし是にのこ古風失はずるこ後代の風俗
是癖にあり物いまひにて仕都しらぬ如くされ
とも世上善く法のごとく如くる事なれば世に
誤ふべし本を知り重べし

一 搗者の事古代宮所度の頃搗者とて人に供
ひしは者といふは魚鳥を黄焼なとしてあり
蜀さるこ生魚のハ魚物と云文意物と云こ魚物も
云状注文なとにハ魚の名をもこ今世は搗に
生魚を添るを搗者といひ習しらるを

一 婚礼の事言人のを物に搗を供るに今世平き
搗の上に屋内喜ぶ笛と云くるのを古代の名なし
柳の木にて作り其方に手を付ける物し外の木
にて作り平き物にはあらず古ハ搗に文字を云る
なし搗に物云は今世湯屋にてするのこ千頃ハ
武家に不用しを物の古事には柳葉荷と云て
搗の字ハ不云是者も云人の時も習ふるなし云状も文字を
一 婚礼の云人の名物古ハ聟より供る後胃の方も
餅りとく お乗ひに云うハして紡糸を加へしこを物
の取る人をの心まうせにて何そと定りる事なし

一 判の事 判と云名目古き事也 本鑑巻一 治承四年
六月廿三日 康清 [illegible] 中略 [illegible] 加出 [illegible] 判云 [illegible]
[illegible]の判 [illegible]事を云 判と云ハ俗の名目也 [illegible]
名は[illegible]も押字とも花押共云 官職難伝云 [illegible]
判とは[illegible]名とも 名乗の二字を[illegible]て[illegible]
[illegible]仍[illegible]名とも[illegible]云 吉部秘訓抄云 鼓牒
[illegible]加[illegible]名を代[illegible]名也 又云 吉書 [illegible]署事也
無[illegible]云 内安加[illegible]名 正文加[illegible]名[illegible]
名を[illegible]文[illegible]記[illegible]事を云[illegible] 押字[illegible]
[illegible]名の事也 [illegible]名ハ名乗の字を[illegible]て字形を[illegible]

形に書なとして 花やうに[illegible]する[illegible] 花押とも云也
古人の押字名乗字を二[illegible]に[illegible]て[illegible]
[illegible]又二字を横に左右に並へて[illegible]
あり 又下の一字[illegible]上の一字を[illegible]に
[illegible]下の押字に[illegible]あり 先を俗り二別とも云
古人の判ハ皆[illegible] 又名乗を用ずして別に
人々の[illegible]押字に似たる[illegible]
を[illegible]用[illegible]も[illegible] 花押 [illegible]押譜[illegible]
[illegible] 又判の上下に一文字を[illegible]
吳國明の大祖より始る[illegible]乗

たとへ母見あり女も君はたとへ母見たるゆへなり
古書にあり

一 髮垂の祝上古の書にはみ及ぶ桃川親元の
厨中日記寛正六年十月十日の条に姫君様一書
中に有髮垂の祝云々見ハ東山殿御政云代のなるし

一 結納の事古書云々と云き度の長安を書にて文
度と云ふ事のなるといひ又るとも云ふ又このことも云男
と称し聟と称し此ハ古ハ聟より先使を以て
を抱を伴り女方おもてがひに手紙をとうてむる
し今世は云々をゆひいれと云遣する上に結納

とゆひなふと云ふあやまりし 聟の方より使
者を以て是を抱を伴ふに男の方よりは荳礼なる進
抱を伴ふ事古風と大に違り前のを抱の神と
合せんなるし

一 三ッ女の餅古よりあるなれ婚礼より三日目に餅
を調へ神に供へまりて餅を嫁者女使とて母見の
方へ伴ふ餅をハ打ハ又るし打の数ハ十五ッ
多限に陸ひ多も如も幾合とハ定りなし 今餅を
こなこの餅といひ男ハしかますといふ抱に又こく
伴る四本の男ハしの称りしるを又男よりも餅を

件る事今ハ古ゆゑし聟の方よりの餅のるは
源氏物語にも古き物にも見へたり署の方ハ餅
ハめつらしき事し何の出にも見へす

一 婚礼の時に亀鯉亀鳥二年行雛なるとを
そなへ亀を雛なる飾りと見へたる人を誤し古代
ハ婚礼に限らす何の祝にても亀しね軍家諸大
名の館へ此物の外も亀し右の君ハ侍物見物乃
為すはあらはれ神へ捧る供物し祝とは神を物
事し是神國の風俗し右の供物の君くらを
庖丁人のつかさとりて調る事し武士の有実

すはあらはす庖丁人事仕るし

一 年賀の祝の事上古より有しなし続日本後紀
貴千九 仁明天皇云赤祥二年冬十月辛巳朔癸卯
道徴 天皇大后を使なる賀天皇四十宮算し千秋
物思漢平文厨子十基 翌彩 帛 云し 四十宮算此に俗に誤し 敷物厨子十基外を出し
今略し 此文を見れは此に既に此賀を二年造化のるをいふ此年
うのて聖人年人のさしめなとはんにかけていし
なるのふ云し河海抄云此賀の事那里年後
よりを賀するし云しこしことは年ことの略語し
年賀をいしこの祝ひと云し又年賀のいはひ物

年の数をとおくる事 源氏物語 ほうの光宗
むらぐらの内侍 源氏の四十の賀するに 千鳥の
うきりのやにかちしき 四十枝とも又 沈の
おもなりしく 門をうなさるもうりく来れり
えし 四十の数とりし 年賀の社のうしろ
の屏風に色紙に書かくるもとの杖まいら
ける事なし 古今集なとに多くみえたり
今夏に志ぶ 及ばれ
今世青年の下常の祝とて 親戚の方より
白の下常を 産に上へて 送るあり 常なとは

人の常 まて千鳥とても 悔ある物なり 古代下
常の祝ひといふ事 なれ事にあまり 此の
風俗おろかなりしかり 此の事をする人あり
元ほしおや 元ほしみといふ事は古よりあ也
ともふんとし 和ふんとしふとて事 なつかしれ
しふんとしを 産に十ゆるもおしき事し

此事も新

彼 忌ふ事 彼は衣彼の服し 死ける人を無し
むの 君を素彼とふ物を忌るし 素彼は麻布し
亂色に染て 忌るし 世色を及び色と云 前の衣彼の
部に記すし

二ん精を為大、云々小精進ハ死を精をするなり
大精をは心を精進するし精ハ志しげとよみ進
すゝむしらむ子を向けるなく心を気をも
清くいさぎよくして心気も伝るに常進して
退き怠る事なれを云是俗の精をし俗人も
先祖をそるゝに右のごとく心も所も清浄にして
無る事にまゝらを心を精心と云是精をの事
後にこれらの事知ぬ人は魚鳥を食せざる
事をうりを精心とおもふハ誤りし魚鳥の
類ハ血肉なり多くきくこくいまだよからざる物

なれは是を食さるも身の精をの内ハ一ツなれ
とも精をハ此事に限りたるにはあらず又
おろかなるものには精をとれば古人の様に
なるとしてこれ誤りし精心ハ心を清しき死をい
まゝむる事し又を年江戸にてたゝ人視死すると
其に魚を求めけるに家内の人々是を食ふ
是を精をくらゝとしふ千度魚を食せずして
九十日の忌なれは四十四日目に至て又魚を
食ふ是を中落しらふ千度魚を食せずして
九十一日めに又魚を食ふ是を精を落しらふ

九十一日の忌あけに無報を合ふ事ハ凶事を
改めて吉事に復るなれは先ハ不成事も
精をかための中に成ることゝ云事ハ當は若て
有限事もうまれをくゝ人ともうまれ
無事をゆゑともたのし無すと聖人の作り直し
事とは大ひに違ふるんし無法無礼の事也

雜事之部

一 凡口傳と云事は文字にも出うつされ候間にて
忌うまれ詞をかくて云ひ出されたる西ツリ
うゝ記事を口傳といひて西筑に云事を

口つたり傳ふを云しを無ハ文字にもかゝる
傳ふにもうつさるゝ事をとゞめ記しをかゞ
しく口傳ふ事なるもゆるし千年ゝ心に
云ひ出くしきことゝ見あり

一 秘事といふに五和を一ツは千年を主くせん
うゝあふかゝるゝくそやすく傳へす秘する事
あり二ツは他の師なる人千年子のことをとう
ぐひて秘事を傳へうりとても其の秘
事いふに用ふ立ましけれは上達の程を
傳て秘するなり三ツはさしてもぬきなす

とて人に注ることを好む女童のことく心せられ
事しも世に心ちゆきたる人を小人といふ也

一 人の姿を問ふ詞に美人に小は此種婦といひ
千須此雪漢千須に小あり柴ゆ望婦ゆ望婦
ゆ美事なし以平階級あり此事古事より
着て見へさる事しを世の風体し何者のさ
たかし事なるや如何を知れさる事なれども
今世法のことくになまり肖うさし

一 将軍ゆ御行を御成と云成の字義心得ふし
宮所家の代に記しさる書には皆ゆ成とあるを

東鑑には此行の字を用ひたり 成氏年中行
事にも此行也あり此行とも云ふ此ありきし
此ありきを略せれは此ありし此の字をおん
ともしていふ由へあの字へうつる者なとな
るし是連声のあるしされは此ありきし御
なりきしといひそまを略して此ありといふ也
此ぬとらふ詞に付て成の字をあて字に用ひ
たるし

一 武家の古実書世に注しあるは近
世の人妄作しさる偽書也皆古今に合さな

右一冊ハ今世武家に者まゝ見れる
事ともの数実を考へ記しさ
孫しに教へ重く取し此秋の日に
書りまゝ別秋竹と名付る
なり事

安永六年丁酉九月廿八日

伊勢平蔵貞丈書判

秋竹の葉子の書
書りて

貞丈

家中の孫しまゝ人をむ
秋竹乃
あとりせり
さける花乃いゝ給く